

青森県立つくしが丘病院厨房設備整備業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

青森県立つくしが丘病院の給食方式をニュークックチル方式に変更するにあたり、それに対応した厨房設備について、優れた機能性、作業効率、衛生管理、経済性、維持管理性を有する最適なシステムを導入するため、企画提案を広く募集し総合的に最も優秀な事業者を優先交渉業者として選定することを目的とし、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

別紙「青森県立つくしが丘病院厨房設備整備業務提案依頼書」のとおり

3 履行期限

令和9年2月26日（金）まで

4 契約金額の上限

金 42,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格要件

本業務に関する公募型プロポーザル参加者は、以下に掲げる要件を全て満たすことを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 令和5年6月12日青森県告示第404号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和7年2月10日青森県告示第60号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和8年2月12日青森県告示第65号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。
- (3) 参加申込書の提出日から契約締結日までの期間、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 青森県内に本社、支店、営業所またはこれらに準ずる拠点を有し、契約後の設計協力、設置工事、保守点検、緊急時対応が迅速に行える体制を有する者。
- (6) 公告日までにニュークックチル方式に要する再加熱カート等設備一式を納入した実績を有する者。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ② 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団という。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ④ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ⑥ 役員等が暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

6 スケジュール

年月日	内容
令和8年7月 6日（月）	プロポーザル実施公告
令和8年7月21日（火）午後4時まで	参加資格確認申請書提出期限
令和8年7月27日（月）午後4時まで	質問の受付期限
令和8年8月 3日（月）午後4時まで	質問の回答期限
令和8年8月10日（月）午後4時まで	参加申込書及び企画提案書の提出期限
令和8年8月18日（火）	プレゼンテーション実施日
令和8年8月下旬	審査結果の通知
令和8年8月下旬～9月上旬	契約予定日

7 提出先・問合せ先・受付時間

〒038-0031 青森市大字三内字沢部353番地92

青森県立つくしが丘病院 事務部門 担当：油布、田沢

電話：017-787-2121 FAX：017-788-5086

E-mail：TSUKUSHI@pref.aomori.lg.jp

受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時15分から午後4時まで

8 手続き等

(1) 提案依頼書等の交付

ア 交付期間：令和8年7月7日（火）から同年7月21日（火）まで

イ 交付方法：青森県立つくしが丘病院総務課で受領、又は青森県立つくしが丘病院ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加資格確認申請書の提出

ア 提出期限 令和8年7月21日（火） 午後4時【必着】

イ 提出方法

厨房設備整備業務提案競技参加資格確認申請書（様式第1号）及び物品の製造の請負・買入れ及び借入れの契約に係る競争入札参加資格審査の結果通知書の写しを持参又は郵送で1部提出すること。なお、競争入札参加資格審査の申請をしたが、提出期限までに結果通知書の写しを提出できない場合は、結果通知書を入手次第、速やかに提出するものとする。

ウ 提出書類

① 厨房設備整備業務提案競技参加資格確認申請書（様式第1号）

1 提案者概要表（別紙1）

2 本業務に係る実施体制（様式任意）

3 厨房機器整備等実績申告書（別紙2）

② 厨房設備整備業務提案競技に係る質問書（様式第2号）

③ 法人の登記事項全部証明書（写）（参加申込日前3ヶ月以内に交付されたもの）

④ 定款（写）及び法人等の運営及び組織に関する書類

⑤ 直近の3事業年度において、未納となっている国税及び地方税がないことを証する納税証明書（参加申込日前3ヶ月以内に、所在の市町村及び申告先の税務署が発行したものの写を添付すること。

エ 参加資格審査結果の通知及び企画提案書等の提出

参加資格確認申請書提出者の参加資格を審査した後、令和8年7月24日（金）までに審査結果を書面により通知する。併せて、参加資格を満たす者は、企画提案書等を提出すること。

オ 参加者の決定

参加申込を行った者のうち、「5 参加資格条件」に定める要件をすべて満たすと認められる者を提案参加者とする。

カ 辞退

① 参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、参加辞退書（様式任意）を提出しなければならない。また、参加申込書を提出した者が提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとする。

② 提出期限 令和8年8月17日（月） 午後4時まで【必着】

(3) 質問の受付等

ア 受付期限 令和8年7月27日（月） 午後4時【必着】

- イ 質問方法 質問書（様式第2号）に記入し、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。
- ウ 回答 令和8年8月3日（月）までに企画提案書等の提出を要請された者全員の参加資格確認申請書に記載された電子メールアドレスに対して7の電子メールアドレスから回答する。

（4）企画提案書の提出

- ア 提出書類 企画提案書（様式第3号）に次の書類を添付し提出すること。正本には提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載、副本はコピー可とする。
- ① 別添の評価項目の順に文章・表等を用いて簡潔に記載した書類（任意様式）
※ 企画提案書の用紙サイズは、基本的にA4（必要に応じてA3の折込みも可）とする。また、表紙及び目次を除き、頁番号を紙面下部に付すこと。
 - ② 価格提案書（様式第4号）及び価格提案内訳書（様式任意）
品目（作業）1点ごとの単価がわかるように記載すること。
※ 提案価格については、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む総額を記載し、内訳としてその本体価格と消費税額を併記すること。
- イ 提出期間 令和8年7月7日（火）～令和8年8月10日（月） 午後4時【必着】
- ウ 提出方法 持参又は郵送
- エ 提出部数 企画提案書正本1部 企画提案書副本6部
- オ 企画提案書に関する書類
- ① 企画提案書提出書（様式第3号）
 - ② 企画提案書（様式任意。提案の基本コンセプト（機能性、作業効率、衛生管理、経済性、維持管理性）を提案すること。A4版両面10枚（20ページ）またはA3版両面5枚（10ページ）相当以内とする。A4版とA3版の混合可。）
 - ③ 厨房機器配置計画図（様式任意。平面図、エリア分け、動線図（人・物）含む。A3版2ページ以内とする。）
 - ④ 厨房機器一覧表（様式任意。配置区分、品名、寸法、型式、数量、能力、熱源）
 - ⑤ 業務執行体制（設計協力、施工管理、保守・サポート体制等）、改修スケジュール及び指導・研修計画書（様式任意）

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- （1）参加要件を満たしていない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）実施要領で示された、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等との条件に適合しない書類の提出があった場合
- （4）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10 プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）は、以下によりプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日時 令和8年8月18日（火）（予定） ※時間は別途通知
- (2) 場所 青森県立つくしが丘病院（青森市大字三内字沢部353番地92）
- (3) 説明時間 提案者の説明は20分以内とし、説明後に質疑応答（10分程度）を行う。
- (4) 参加者 当日の参加者は、原則各事業者3名以内とする。

11 審査及び選定方法等

- (1) 審査は、提案書及びプレゼンテーション時の説明、質疑応答等の内容等について、審査員が別紙評価基準に基づき行う。
- (2) プレゼンテーションの日程
開催日時、場所、所要時間、出席者数の制限等については、企画提案書を提出した者に対して別途連絡する。
- (3) 評価項目及び配点
別紙評価基準のとおり
- (4) 審査の結果、評価点数の合計点数が最も高い提案者を優先交渉業者として選定し、次に合計点数が高い提案者を次点者として選定する。ただし、最高点の者又は次点の者が複数いる場合は、審査員の合議により決定するものとする。
- (5) 審査の結果、提出された全ての提案について、契約の目的を十分達成できないものであると判断される場合は、優先交渉業者なしとして、再募集する場合がある。
- (6) 提案者が1者のみの場合であっても、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を優先交渉業者に選定する。
- (7) 審査の結果は、各提案者に対して書面により通知する。なお、選定結果等についての一切の不服及び異議申立ては認めない。

12 契約手続

- (1) 優先交渉業者と見積合わせを実施のうえ、随意契約による契約手続を行う。
- (2) 本業務に係る仕様及び契約内容については、優先交渉業者との協議を経て決定する。
- (3) 優先交渉業者と協議が整わない場合又は見積合わせを辞退したとき若しくは見積り決定後、当院が指定する日までに正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と同様の手続を行う。
- (4) 契約にあたっては、契約書を取り交わすこととする。

13 その他

- (1) 提案書等の作成、提出等プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

- (3) 提出された書類は、提出者に無断で提案の採否決定以外の目的に使用しない。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、参加申込及び提案を無効とする。
- (5) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (6) 提出された書類内容に疑義が生じた場合は、提案者に対して質問することがある。
- (7) 提案書等の応募書類は、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）の規定に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (8) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。